

令和 2 年度

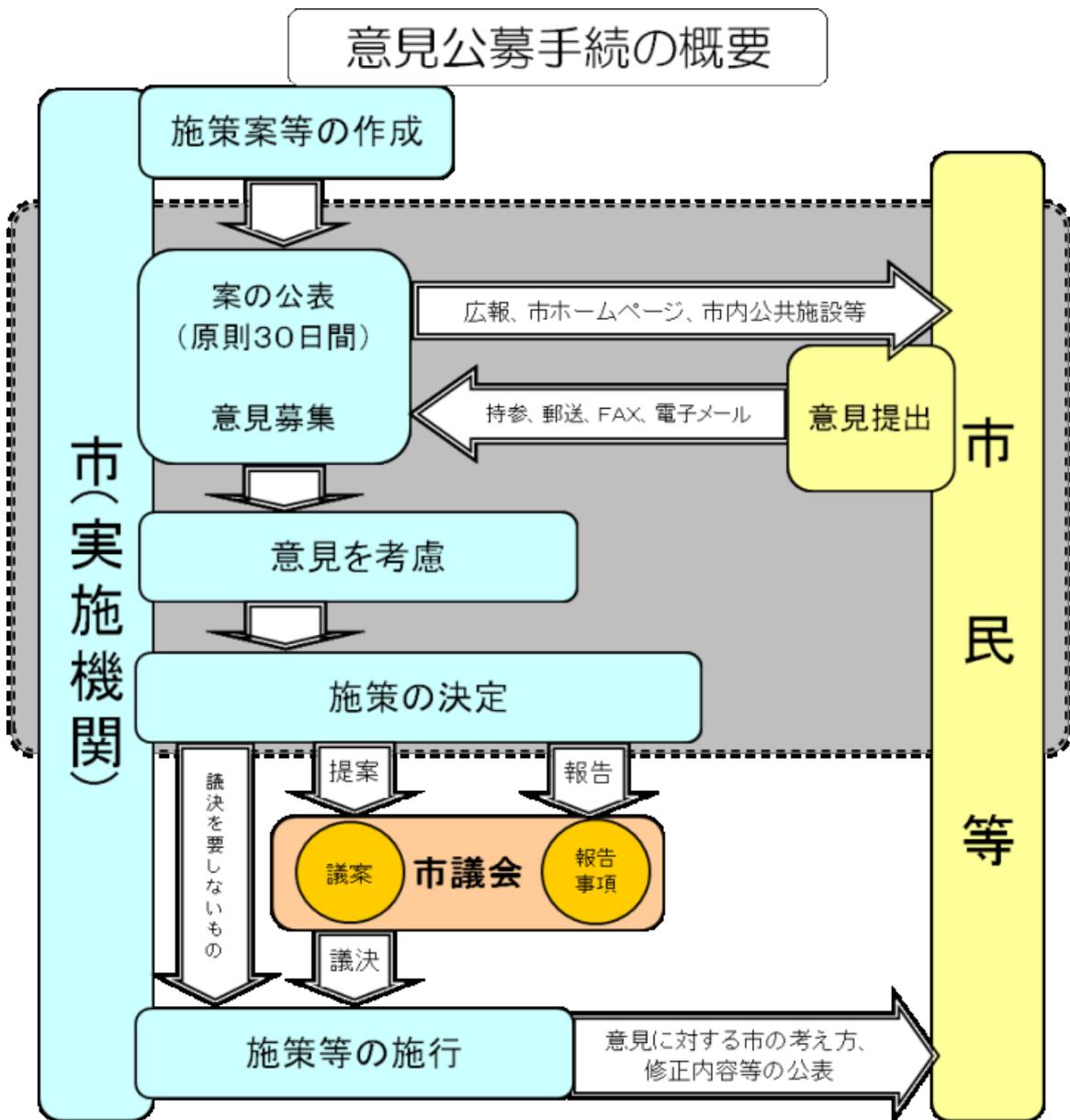
意見公募手続実施概要

志 木 市

◆志木市意見公募手続制度

市では、市の政策形成過程における市民参加の機会を確保するとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的に意見公募手続条例を平成20年4月1日に制定しました。

「意見公募手続」とは、市の重要な施策等を定める場合に、施策の素案、関係資料等を広く公表し、市民等から意見の提出を受け、いただいた意見を考慮して施策等を定めるとともに、それら意見に対する市の考え方を公表する一連の手続のことです。



○意見公募手続の概要

◇意見を提出できる人

市内在住、在勤、在学者及び事業者、納税義務者、施策等に対する利害関係者を対象とします。

◇対象となる施策等

- (1) ア 市の基本的な制度を定める条例の制定・改定
「市政運営基本条例」、「男女共同参画推進条例」など
イ 市民等に義務を課したり、市民等の権利を制限する条例の制定・改廃（ただし、金銭徴収に関する部分は除きます。）
「路上喫煙防止条例」、「ポイ捨て防止に関する条例」など
- (2) 基本構想その他市の基本政策を定める計画の策定・改廃
「総合振興計画基本構想」、「環境基本計画」など
- (3) 市民生活や事業活動に重大な影響を与える制度の制定・改廃
「開発指導要綱」、行政指導の指針の制定など
- (4) 市の基本的な方向性を定める憲章・宣言の制定・改廃
「市民憲章」、「子ども憲章」など
- (5) 公の施設の設置計画の策定・廃止・用途変更
学校、公民館、図書館、保育園、公園などを設置する場合や廃止又は用途変更を行う場合
- (6) その他実施機関が必要と認めたもの

※ ただし、緊急を要するもの、軽微なもの、市に裁量の余地がないもの、法令により意見公募の手続を実施するもの等は除外します。

◇施策案などの公表方法

広報、市ホームページ及び公共施設等で施策等の素案や関係資料を公表します。

◇意見の提出方法

書面により、募集期間内（原則30日）に、指定された場所又は郵便、ファクシミリ、電子メール等で提出してください。

◇提出した意見の取扱い

全ての意見を考慮して、施策等を決定します。その後、意見の概要と意見に対する市の考え方や修正内容を市ホームページなどで公表します。

また、年1回、各実施機関の実施状況を取りまとめ、公表するとともに実施状況を検討し、改善等を行います。

志木市意見公募手続条例（平成20年志木市条例第2号）第9条の規定に基づき公表するものです。

令和2年度意見公募を実施した案件

案件名	募集期間	提出意見数	担当課
第6次志木市男女共同参画基本計画の素案	令和2年 9月1日（火） ～令和2年 9月30日（水）	意見なし	人権推進室
都市公園等の管理に関する基本方針の素案	令和2年 9月1日（火） ～令和2年 9月30日（水）	1件 （1人）	都市計画課
第6期志木市障がい福祉計画・第2期志木市障がい児福祉計画の素案	令和2年 11月27日（金） ～令和2年 12月26日（土）	5件 （1団体）	共生社会 推進課
志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）後期実現計画の素案	令和2年 12月1日（火） ～令和3年 1月4日（月）	意見なし	秘書政策課
志木市地域強靱化計画の素案	令和2年 12月1日（火） ～令和3年 1月4日（月）	1件 （1人）	防災危機 管理課
第二期志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案	令和2年 12月1日（火） ～令和3年 1月4日（月）	意見なし	秘書政策課
志木市高齢者保健福祉計画・第8期志木市介護保険事業計画の素案	令和2年 12月23日（水） ～令和3年 1月22日（金）	8件 （1人1団体）	長寿応援課
第二期志木市空き家等対策計画の素案	令和3年 1月13日（水） ～令和3年 2月12日（金）	意見なし	環境推進課

志木市災害廃棄物処理計画の素案	令和3年 1月13日(水) ～令和3年 2月12日(金)	意見なし	環境推進課
志木市生涯学習推進指針の改定の素案	令和3年 1月13日(水) ～令和3年 2月12日(金)	1件 (1人)	生涯学習課
第三次志木市子ども読書活動推進計画の素案	令和3年 2月2日(火) ～令和3年 3月3日(水)	3件 (1人)	柳瀬川図書館

「第6次志木市男女共同参画基本計画の素案」

- 1 意見公募期間
令和2年9月1日（火）から令和2年9月30日（水）まで
- 2 素案公表場所
市ホームページ、人権推進室、柳瀬川駅前出張所、
志木市役所出張所（仮設）、いろは遊学館、
宗岡公民館（秋ヶ瀬スポーツセンター内）、柳瀬川図書館、
いろは遊学図書館

3 意見公募状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
0 人	0 人	0 件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
意見なし	—	—

「都市公園等の管理に関する基本方針の素案」

1 意見公募期間

令和2年9月1日（火）から令和2年9月30日（水）まで

2 素案公表場所

市ホームページ、都市計画課、柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所（仮設）、いろは遊学館、宗岡公民館（秋ヶ瀬スポーツセンター内）、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

3 意見公募状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
1 人	0 人	1 件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の充実してほしい。 ・防災倉庫の設置など、防災の視点を取り入れて素案に含めてほしい。 ・授乳室や子どもトイレ、赤ちゃんオムツ替えなど利用しやすい設備を整備してほしい。 ・防災の機能の延長で、キャンプなどアウトドアができる環境を整備してほしい。 	<p>ご意見がありました遊具の充実、トイレの整備につきましては、親水公園のリニューアルに伴い、市において魅力ある遊具の設置、トイレの更新を行う予定であります。また、その他の公園につきましても遊具やトイレの更新を順次行っている状況です。</p> <p>防災機能などについては、公園改修を行う際に、マンホールトイレやかまどベンチ等を設置しております。</p> <p>今後民間活力を活用した親水公園のリニューアルを実施する際、民間事業者による自由な発想で整備案をいただく中で、魅力ある遊具や利用しやすいトイレの設置、防災の視点を取り入れた整備がなされるよう取り組んでまいります。</p>	○

「第6期志木市障がい福祉計画・第2期志木市障がい児福祉計画の素案について」

1 意見公募期間

令和2年11月27日(金) ～ 令和2年12月26日(土)

2 素案公表場所

市ホームページ、共生社会推進課、柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所(仮設)、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
0人	1人	5件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他(素案に直接関連のない内容等)

No.	頁	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	全体	次期の計画の何れかのところで、「高次脳機能障害」への支援について記してください。	<p>現在の計画(素案)では、本計画に係る対象者についての記載がないため、冒頭の注釈に「本計画における対象者」として、(以下追加)のとおり、追加表記いたします。</p> <p>なお、本計画は以下の対象者の支援やサービスの見込量について定めています。</p> <p>(以下追加)</p> <p>本計画で対象となる人は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス及び児童福祉法に基づく障がい児通所・入所支援等の障がい児支援サービスの対象となる障がい者(児)とします。</p> <p>対象となる障がい者(児)の範囲は、身体障がい者(児)、</p>	◎

		<p>知的障がい者（児）及び精神障がい者（児）（発達障がい及び高次脳機能障がいがある者を含む）並びに難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十七年厚生労働省告示二百九十二号）に掲げる疾病による障がいの程度が、当該障がいにより継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける程度である者）であって十八歳以上の者並びに障がい児とします。</p>	
2	<p>第6期志木市障がい福祉計画の何れかのところで、「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実」について記してください。</p>	<p>No.1の市の考え方のおり本計画における対象者の項目を追加することで、対象者を明確にします。</p> <p>本項目において、全ての障がい者（児）を対象として位置づけていることから、特定の障がい者への支援体制の充実を改めて記載することは考えていませんので、素案のおりとします。</p>	○
3	<p>第2期志木市障がい児福祉計画の何れかのところで、「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」について記してください。</p>	<p>No.1の市の考え方のおり本計画における対象者の項目を追加することで、対象者を明確にします。</p> <p>本項目において、全ての障がい児を対象として位置づけていることから、特定の障がい児への支援体制の充実を改めて記載することは考えていませんので、素案のおりとします。</p>	○
4	<p>51 P51「（6）相談支援体制の充実・強化等」のところ、あるいは相談支援について触れているところで、高次脳機能障害児者に対する相談支援について、埼玉県総合リハビリテーションセンター内の高次脳機能障害者支援センターも活用しながら、脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となり介護保険サービスが優先される</p>	<p>「相談支援体制の充実・強化等」については、高次脳機能障がいの方への支援も含めた全ての障がい者（児）を対象としています。そのため、本項目については、特定の障がいについて改めて記載することは考えていませんので、素案のおりとします。</p> <p>いただいたご意見につきまして</p>	○

		65歳未満の方も含め、包括的な相談支援体制を構築していくことを記してください。	は、計画を推進する上での参考とさせていただきます。	
5	73 92	P73「④成年後見制度利用支援事業」のところで「認知症、知的障がい、精神障がいなど」と記されているところ、そしてP92「市民後見人」のところで「知的障がい者、精神障がい者や認知症など」と記されているところを、高次脳機能障害の認知度が低いことを念頭に置いて、高次脳機能障害が対象に含まれることを明記してください。例えば「認知症、統合失調症、知的障害、高次脳機能障害、遷延性意識障害など」といった形で。	No.1の市の考え方とおおり本計画における対象者の項目を追加することで、高次脳機能障がいや発達障がいがある方についても、判断能力によっては対象者であることを明確にします。また、統合失調症や遷延性意識障がいなど、個々の疾病について表記するのではなく、それぞれの疾病に関しては、実務を行う上で対応すべきものであると考えます。	○

「志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）後期実現計画の素案」

1 意見公募期間

令和2年12月1日(火) ～ 令和3年1月4日(月)

2 素案公表場所

市ホームページ、秘書政策課、柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所（仮設）、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

3 意見公募状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
0 人	0 人	0 件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
意見なし	—	—

「志木市地域強靱化計画の素案」

1 意見公募期間

令和2年12月1日(火) ～ 令和3年1月4日(月)

2 素案公表場所

市ホームページ、防災危機管理課、柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所(仮設)、宗岡公民館、宗岡第二公民館、いろは遊学館、いろは遊学図書館、柳瀬川図書館

3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
1人	0人	1件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他(素案に直接関連のない内容等)

No.	項	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	全体	<p>災害への対策が中心となっていますが、地域の安心と安全の確保のためには、地域防災だけでなく、地域防犯も不可欠ではないでしょうか。具体的には、小中学校の通学路等の安全確保対策をしていただけないでしょうか。例えば、志木中学校の周辺は、住宅街で街灯が極めて少なく、特に下校時は不安があります。他にも、歩道が少ない通学路もあります。未来を担う世代である小中学生の安全確保のため、是非実態に応じた必要な措置をとっていただけないでしょうか。</p>	<p>「志木市地域強靱化計画(素案)」は、あくまでも国で大規模自然災害等の発生を想定して制定した「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき策定するものであります。なお、暗い道などの防犯対策については、町内会への防犯灯設置補助を継続するとともに、通学路については、引き続き交通安全施設等の点検を行い、通学路整備計画に基づく計画的な通学路整備を推進することで、登下校時における安全確保に努めてまいります。</p>	○

「第二期志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案」

1 意見公募期間

令和2年12月1日(火) ～ 令和3年1月4日(月)

2 素案公表場所

市ホームページ、秘書政策課、柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所(仮設)、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

3 意見公募状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
0 人	0 人	0 件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他(素案に直接関連のない内容等)

公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
意見なし	—	—

「志木市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の素案」

1 意見公募期間

令和2年12月23日(水) ～ 令和3年1月22日(金)

2 素案公表場所

市ホームページ、長寿応援課、柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所(仮設)、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、いろは遊学図書館、福祉センター、第二福祉センター

3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
1人	1人	8件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他(素案に直接関連のない内容等)

No.	章	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	5 実現 に向け た 施策 の 方向 性	<p>【基本目標3 健康を維持し、医療・介護・福祉のサービスが必要に応じて利用できるまちづくり】</p> <p>《3-3 健康づくり・介護予防の一体的な推進》</p> <p>新型コロナウイルス感染症が増加しており、来年度以降も影響はあると思われます。第8期介護保険事業計画においては、「新しい生活様式」にのっとった介護予防、フレイル予防を検討する必要があると思います。素案ではこの点が触れていないのでご検討をお願いします。</p>	<p>計画の策定に当たっては、国の基本指針においても新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、その備えの重要性について記載するよう求められており、本計画内においても様々な角度から新型コロナウイルス等感染症への備えも重視した施策の方向性を示しているところです。また、主に介護予防について記載した基本目標3についても目標の達成度を計る重点指標にフレイルチェックの実施数を選択する等、感染症拡大による外出自粛等に伴った高齢者に特に留意する必要がある事項について、市として重点的に取り組んでいきます。新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ予見で</p>	◎

		きない状況の中、ご意見を踏まえ（３）－①の今後の方針に追記をいたしました。	
2	<p>6 介護給付費の推計</p> <p>【第２節 介護給付費の推計】</p> <p>在宅サービスの見直しについて</p> <p>① 訪問介護サービスの提供がヘルパー不足のため困難になりつつあります</p> <p>② 地域密着型サービスが不足しています</p> <p>③ 介護予防ケアマネジメントで通所型サービス利用を拒まれることが増加していますつきましては</p> <p>① 訪問介護を利用する事業対象者はすべて訪問型サービスAを利用する</p> <p>② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護を再度募集する</p> <p>③ 事業者に対する集団指導を実施する</p>	<p>在宅（居住系）サービスを含む介護サービス見込量については、現状のサービス利用状況及び認定者数等の将来推計を踏まえ、本市における適正な見込として計画期間に渡り設定をしているところです。本計画の策定にあたっては必要とするサービスについて、介護事業所にアンケート調査を行い、グループホームや定期巡回・随時対応型訪問介護看護の計画期間における設置を含めた見込量としました。ヘルパーの不足やサービス拒否等、報酬改定等費用面での課題を見据えた検討をする必要がある課題もありますが、引き続き各事業所との協議及びご意見の聴取を実施してまいります。</p>	○
3	<p>5 実現に向けた施策の方向性</p> <p>【基本目標 1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり】</p> <p>《1-3 在宅生活の継続支援》</p> <p>在宅生活の継続維持のための市のサービスについて</p> <p>① 移送サービスの要件緩和</p> <p>② 緊急時連絡サービス・高齢者見守り通報システムの利用料を引下げて欲しい。</p> <p>③ 高齢者日常生活用具購入費助成事業の見直し（電子レンジほか、IHやIH対応調理器具等助成品目の追加）を行い、利用しやすくして欲しい。</p> <p>④ 住宅改良工事の基準の明確化とガイドライン作成。住</p>	<p>在宅福祉サービスについては、在宅生活の継続支援として、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心な在宅生活を継続するため、ニーズに応えたよりの確かなサービスの提供が不可欠と考えており、本計画においても今後の方向性や各事業の展開を記載しているところです。移送サービスや住宅改良サービス（介護保険市町村特別給付）については、利用回数の上限見直しや手続きの簡素化、ガイドラインの策定等計画期間内における見直しを予定し、高齢者日常生活用具購入費助成事業については、従来の給付事業から対象品目等の見直しを実施したところ、申請件数の増加等の成果に</p>	○

	<p>宅改修と同時に利用しやすいように、市がサポートして（事前申請時に自宅を訪問指導する）欲しい。</p> <p>⑤ 紙おむつ支給の条件緩和（所得制限、介護度見直し）して欲しい</p> <p>⑥ ゴミの戸別収集について、事業対象者を対象に追加して欲しい</p>	<p>つながっています。他の在宅福祉サービスも含め、今後もより高齢者のニーズに応えた制度として計画期間中において検討してまいります。</p>	
<p>4</p> <p>5 実現に向けた施策の方向性</p>	<p>【基本目標 1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり】</p> <p>《1-4 安全・安心の生活環境と住まいの整備》</p> <p>高齢者の見守りの在り方について</p> <p>① 避難行動要支援者名簿を活用して「高齢者あんしん相談センターが中心として日常の見守り」（P68）を行うとなっているが、非現実的。具体的な方法を記して欲しい</p> <p>② P66 見守り体制の強化では「民生委員・児童委員による見守り」「緊急時連絡システム・高齢者見守り通報システム」「家庭ごみ個別訪問収集事業」「ホッとあんしん見守りシステム事業」を市の主な取組として挙げています。合わせて高齢者あんしん相談センターと関係者との連携を強化する機会を増やして欲しい</p>	<p>避難行動要支援者名簿の活用については、防災担当課と連携し、高齢者あんしん相談センターを含め、関係機関と名簿の見直しや具体的活用方法について継続協議をしているところです。特に近年の災害の発生にも備えた対応は、民生委員・児童委員の関係機関をはじめ、介護事業所等を含む民間事業者や地域住民が有機的に連携しながら、それぞれの役割を担った対応を日常的に構築する必要があると考えられ、各関係者が共通認識を保ちながら、それぞれの役割として把握できる機会の創設に努めてまいります。</p>	<p>○</p>
<p>5</p> <p>5 実現に向けた施策</p>	<p>【基本目標 3 健康を維持し、医療・介護・福祉のサービスが必要に応じて利用できるまちづくり】</p> <p>《3-3 健康づくり・介護予防の一体的な推進》</p>	<p>本市における自立支援型地域ケア会議は、介護保険利用者の自立支援と重度化防止、及び自立に資するケアプランの作成支援によるケアマネジャーのスキルの向上等を目的に本市においては平成 30 年度から実施をしてお</p>	<p>○</p>

<p>策の方向性</p>	<p>健康づくりと介護予防の一体的な推進について</p> <p>① 自立支援型地域ケア会議は、本人の意向を確認するためにも本人参加を基本とするようにしたほうが、具体的な解決策が出て有意義だと思います。書類と担当ケアマネや事業所の話聞くだけでは意見を言って下さる専門職も適切なアドバイスが難しいと思います。</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、健康づくり事業について、実施方法を検討するにあたり、指針を示して欲しい。</p> <p>③ プランチェックの在り方については、ケアマネから意見聴取をする機会を設けて自立支援に資するプラン作成のための研修会等を実施すると良いと思います。またプランチェックを実施する人は、外部委託でベテランの主任ケアマネを充当すると良いと思います。</p>	<p>ります。また、新型コロナウイルス感染症予防のための、適切な感染予防対策を講じた介護予防事業等の実施については、国や県を通じたマニュアルや通知等を関係機関に送付し、情報提供しているところです。各事業の実施方法については、その内容や状況に応じた個別の対応が必要と考えており、高齢者福祉の推進にあたり、各関係機関との継続した協議を実施してまいります。なお、ケアプランの点検（ケアプランチェック）については、自立支援型地域ケア会議の対象とされない重度のサービス利用者を対象とし、プラン内容に専門職から助言する機会として事業化する予定であり、本計画においても記載をしております。</p>	
<p>5 6 実現に向けた施策の方向性</p>	<p>【基本目標1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり】</p> <p>《1-1 相談・支援体制の強化》</p> <p>総合相談力の強化</p> <p>① 包括業務の見直しを行い、圏域ごとの課題解決に向けた人員配置をお願いします。</p> <p>② 介護予防ケアマネジメントに多くの時間を割いている現状から、総合相談力を強化</p>	<p>高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）は、地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う、高齢者福祉分野における中心的相談機関として、本市においても相談支援業務のみならず、本市の高齢者福祉事業に様々なかたちで参画しています。本計画の策定にあっても、主要三職種（保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士）を含む必要な体制の確保や地域課題を事業化できる仕組み</p>	<p>○</p>

	<p>するために、ケアプランの外部委託ではなく、包括にプラン作成専門職員を配置するようにお願いします。</p> <p>③ 基幹型福祉相談センターが昨年10月に市役所内に開設されました。来年度以降の事業内容を明確にして、関係機関との連絡・調整について図表にて示してください。</p>	<p>の構築等、センター機能のさらなる強化のために、今後の方向性を記載したところです。地域の高齢者が真に必要なとする体制の構築と維持のためには、行政（市）と各センターとの密なる連携の維持が不可欠であり、今後もセンター職員及び受託事業者との協議に努めてまいります。</p>	
<p>7</p> <p>5 実現に向けた施策の方向性</p>	<p>【基本目標3 健康を維持し、医療・介護・福祉のサービスが必要に応じて利用できるまちづくり】</p> <p>《3-2 認知症対策の推進》</p> <p>若年性認知症の方や、介護保険サービスの利用が優先される脳卒中の後遺症で高次脳機能障がいとなった第2号被保険者の方について、介護保険サービスでの支援とともに、器質性精神障がい（認知症、高次脳機能障がい）との診断につなげ、併用できる障がい福祉サービスの利用や、障がい年金の支給の可能性を探っていけるよう支援する仕組みを構築していく、といったことを計画に記してください。</p>	<p>若年性認知症や高次脳機能障害等の器質性精神障がいを有する65歳以前の年齢の方は、介護保険第2被保険者として、要介護（要支援）認定による介護サービスの利用のみならず、精神保健福祉手帳の取得による障がいサービスの併用や障がい年金の受給等、多分野に渡る支援を享受できる可能性があります。</p> <p>本市においては令和2年10月に、基幹福祉相談センターを設置し、このような複合的問題に対して、関係部局との連携により、相談者個々の状況に適した、横断的な支援を行う仕組みを設けました。本センターは、認知症のみを扱う機関ではなく、複合的・重層的な様々な課題に対応しているため、本計画においては、認知症対策の推進としての表記はしておりませんが、「相談・支援体制の強化」等に表記しており、相談支援事業としてより周知を図ってまいります。</p>	<p>○</p>
<p>8</p> <p>5 実現に向</p>	<p>「任意事業」のなかで、徘徊してしまう脳卒中の後遺症で高次脳機能障がいとなった方なども、徘徊高齢者等探索サービス事業の対象にするこ</p>	<p>本計画における施策「認知症対策の推進」は、埼玉県の「認知症施策推進計画」の認知症施策推進大綱における「共生」の取組に重きをおいた作成方針を踏</p>	<p>◎</p>

けた
施策
の
方向
性

と、あるいは対象にすることを検討していくことを、計画に記してください。

まえ、認知症になっても認知症本人やそのご家族が安心して暮らし続けられるよう、認知症カフェや認知症 SOS 声掛け模擬訓練、認知症サポーター養成等、地域における支援体制の推進を対象事業として記載し、これらの事業は、若年性認知症等も対象者としております。徘徊高齢者等位置探索探索システム及び見守り SOS ステッカーについては、現在は制度を持続可能なものとする観点から、在宅高齢者のみを対象としておりますが、若年性認知症や高次脳障がいを含む第 2 号被保険者が同様のサービスが受けられるよう今後も検証するため、個別の事業としてコラムに掲載いたします。

「第二期志木市空き家等対策計画の素案」

1 意見公募期間

令和3年1月13日（水）から令和3年2月12日（金）まで

2 素案公表場所

市ホームページ、環境推進課、柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所（仮設）、いろは遊学館、宗岡公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
0人	0人	0件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
意見なし	—	—

「志木市災害廃棄物処理計画の素案」

1 意見公募期間

令和3年1月13日（水）から令和3年2月12日（金）まで

2 素案公表場所

市ホームページ、環境推進課、柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所（仮設）、いろは遊学館、宗岡公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
0人	0人	0件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
意見なし	—	—

「志木市生涯学習推進指針の改訂の素案」

- 1 意見公募期間
令和3年1月13日（水）から令和3年2月12日（金）まで
- 2 素案公表場所
市ホームページ、生涯学習課、柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所（仮設）、いろは遊学館、宗岡公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館
- 3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
1人	0人	1件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	高齢者は、コンピューターに触れたり、インターネットを活用する機会が少ないと推測される。そのため、インターネット等を活用することで受けられる恩恵が異なり、様々な不公平が生じる。デジタル機器を活用することで日常生活での利便性が向上すると考えるため、IT技術の習得と活用を生涯学習推進指針に盛り込んでいただきたい。	基本指針に基づく個別指針の「さまざまな学習機会の提供」において、市民の学習要求に対応した様々な事業を展開し、学習の機会を提供することを示しております。今後、市民がICTを有効活用するための事業を展開してまいります。	○

「第三次志木市子ども読書活動推進計画の素案」

- 1 意見公募期間
令和3年2月2日（火） から 令和3年3月3日（水）まで
- 2 素案公表場所
市ホームページ、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、
柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所（仮設）、
いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、
- 3 意見公募状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
1 人	0 件	3 件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

No.	頁	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	23	5 専門的職員体制の整備と資質の向上（1）図書館実施の研修への参加促進について ・学校司書の研修について 「図書相談員」と呼ばれる学校司書が全学校に配置されているのは、大変ありがたいことですが、その能力・資質に差があることを感じています。掲示や展示に工夫を凝らし、魅力ある図書室を展開している学校もあれば、展示が少なく本の整備が遅れている学校もあります。おそらく特別な資格もなく採用されていることでしょう。本来ならば、校内の図書館教育主任である司書教諭が指導・補強すべきですが、担任との兼務で忙しく、学校司書任せになっているのが現状です。配架の基本はもちろん、掲示や展示の工	図書館で実施する研修の内容については、計画に記すのではなく、実務上で対応すべきと考えます。また研修の対象につきましては、ご提案の内容を考慮し、学校司書、司書教諭、その他の学校図書館に関係する職員を含めた学校図書館関係職員と表記を変更いたします。	◎

	<p>夫、図書の選定・廃棄、蔵書点検の必要性・活用など、幅広くやってほしいです。</p>		
2	<p>5 専門的職員体制の整備と資質の向上（1）図書館実施の研修への参加促進について ・司書教諭の研修について 学校図書館業務の中心を担うのは学校司書とはいえ、学校全体の図書館教育を計画・運営する責任者は図書館教育主任です。司書教諭は基本的な知識は身につけているものの、志木市の中で計画された活動を推進していくためには、図書館教育主任にも計画伝達・研修の場が必要と考えます。学校司書と合同でも良いと思います。</p>		
3	<p>5 専門的職員体制の整備と資質の向上（1）図書館実施の研修への参加促進について ・学校司書の勤務日増または増員について 読書活動推進において、学校図書館については学校司書の存在が大変大きいこと言うまでもありませんが、学校司書の勤務日は一部を除いて週3日となっています。読書推進を実現するためには、週5日の勤務になるよう、またはシフト制にしてもいいので学校司書の増員を、計画に入れてほしいと思います。</p>	<p>本計画の基本方針5におきましては、本計画の推進に関わる職員の資質向上に努めることを目的としているため、具体的任用に係る事項について表記することは考えていませんので、素案のとおりとします。</p>	○